平成２４年１０月２６日

＜報道関係者各位＞

平成２４年１１月３日（土）

原発賠償説明会・震災関連相談会（原発賠償を含む）開催のお知らせ

長野県司法書士会

長野県司法書士会（会長熊谷　健）では、長野県青年司法書士協議会との共催により、下記要領にて福島第一原発事故による賠償請求に関する説明会と東日本大震災に関連する相談会を開催します。

昨年３月に発生した福島第一原発事故により、福島県の多くの方が避難を余儀なくされました。現在、長野県内にも１，０００人近くの方が避難しており、今後もなお原発事故の収束は予見できない状況です。福島県から長野県に避難された方の中には賠償に関する情報の入手が困難だったり、賠償請求の方法についての相談窓口がわからなかったりする方も少なくないことが考えられます。賠償請求の方法は東京電力への直接賠償の他に原子力損害賠償紛争解決センター（原発ＡＤＲ）への申立てがあります。しかし、原発ＡＤＲは当初の期待ほどは和解が成立せず、その一因が被災者の申立書類の不備にあることも報道されているところです。司法書士は原発ＡＤＲの申立書の作成業務を行うことができることから、当会では避難者の賠償手続きがスムーズに進むよう福島第一原発事故の賠償に関する説明会及び原発賠償を含む震災関連相談会を開催することにいたしました。説明会の講師には事故当時、福島第一原発から２０ｋｍ圏内である富岡町に事務所があり、自身も避難生活を余儀なくされた福島県司法書士会の渡辺和則氏を招き、避難されている方に必要な最新の情報を提供する予定です。

説明会、相談会のいずれも無料であり、予約も不要です。避難されている方々の一助となるべくご報道方お願い申し上げます。

記

◆日　時　　：平成２４年１１月３日（土）

午後１時～３時　原発賠償に関する説明会

午後３時～５時　震災関連相談会（原発賠償に関する相談を含む）

※最終受付　午後４時３０分

◆場　所　　：長野県松本勤労者福祉センター　２階　第４会議室

（松本市中央四丁目７番２６号）

◆相談料　　：不要

◆予　約　　：不要

＊　＊　＊

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利の保護に寄与しています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会　TEL：026-232-7492／FAX：026-232-6699

＜住所＞〒380-0872　長野市妻科３９９番地（裁判所正門前）

＜ＨＰ＞http://www.na-shiho.or.jp/

長野県司法書士会　相談事業部常任理事　丸山孝一〔直通電話　(026)244-6335〕

相談事業部理事　　酒井勇樹〔直通電話　(026)286-6330〕

説明会・相談会は携帯サイトでも検索できます。